

法令翻訳の手引き

平成 3 0 年 6 月 改 訂 版

法務省大臣官房司法法制部

は し が き

「法令翻訳の手引き」(以下「手引き」という。)は、これまでの法令翻訳の品質チェック結果を踏まえ、翻訳の際に注意すべき事項についてとりまとめたものです。

翻訳を外部委託する際は、「法令用語日英標準対訳辞書」(以下「辞書」という。)とともに委託先に必ず交付し、辞書、手引きに準拠した翻訳となるようにしてください。

なお、手引きの内容にご不明な点がありましたら、当部までお問い合わせ願います。

平成 30 年 6 月
法務省大臣官房司法法制部

法令翻訳の手引き

目次

1	法令名中にある「法律」の英訳は “ Act ” -----	1
2	法令名中にある「法律」の英訳に “ Law ” が使える例外-----	1
3	法令表題の Act に定冠詞 “ The ” は不要-----	2
4	「...に関する法律」の英訳は “ Act on ... ” -----	2
5	条・項・号の英訳表記-----	3
6	条・号の枝番号-----	4
7	条・項・号の表記順序-----	5
8	各号の冒頭及び末尾の表現-----	5
9	同じ日本語構文は、同じ英語構文で翻訳-----	6
10	条文（一文）の分割や、意識は不適當-----	6
11	条文の「読み方間違い」による誤訳防止-----	7
12	「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」、「その他」と「その他の」の区別 -----	8
13	挿入句による英訳は可能な限り回避-----	9
14	括弧書きの位置について-----	1 1
15	法令名中の「等」の英訳 “ etc. ” は原則不要-----	1 1
16	条見出し中の「等」の英訳 “ etc. ” について-----	1 2
17	条文中の「等」は英訳する-----	1 2
18	事項の列举と「etc.」前後の表現-----	1 3
19	「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持-----	1 3
20	定義された語や略称の表記（大文字・小文字の別）-----	1 4
21	引用「法令名」の正確性・統一性保持-----	1 4
22	府省庁の「部署名」「役職名」の一貫性保持-----	1 5
23	「条約名」の英訳の正確性・統一性保持-----	1 5
24	英訳スタイルの一貫性保持-----	1 5
25	「当該」の英訳-----	1 6
26	「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞-----	1 6
27	長文・複雑文における工夫（，：；の活用）-----	1 7
28	「...の規定の/による/により」の使い分け及び用法-----	1 8
29	「...定める」「...規定する」の英訳-----	2 0
30	「...に関する」、「...に係る」を表す “ pertaining to ” について-----	2 1
31	「○○大臣」と「○○省」の誤訳に注意-----	2 2
32	「会議」、「総会」の英訳についての注意-----	2 2

33	「端数」の表現がある場合の英訳の仕方-----	2 3
34	“ shall ” の用法（受身形，定義規定）-----	2 5
35	時制の注意-----	2 5
36	関係代名詞の使い分け-----	2 6
37	人称代名詞の使い分け-----	2 6
38	条件を示す場合（「場合」・「とき」）-----	2 7
39	冠詞のネイティブチェック-----	2 8
40	スペルチェック・文法チェック（最低限のケアレスミス防止）-----	2 9